

県営住宅の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

県営 松岡台住宅

住 所	九重町大字右田3159番地の1
募集部屋番号	1階 MR-1-104号室
入居者応募要件	高齢者・障がい者向け1戸（3DK：1戸）
住宅使用料等	住宅使用料は所得によって決定。 (25,800~38,400円)
駐車場使用料	1,000円/月
その他	オール電化（IHクッキングヒーターが必要です。）



※詳しい内容のお問い合わせ先：大分県住宅供給公社日田駐在所（☎0973-23-2480）

入居資格・・・次のすべてに該当する人

①特に住宅に困っている人

※持ち家のある人は申込みできません。

②町・県民税等の滞納がなく、これまでに県営住宅の明渡し請求を受けたことがない人

③収入が基準額を超えない人

（既に公営住宅に入居している人や暴力団員の人は申込みできません）

申込みについて

募集期間：令和6年5月1日(水)～5月15日(水) 午前8時30分から午後5時

申込方法：九重町役場建設課にて用紙での申請もしくは電子申請

- 入居予定日：令和6年8月1日(木)
- 入居後、共益費が必要です。
- 応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 抽選日時：令和6年5月21日(火) 午前11時から
- 抽選会場 九重町役場2階 201会議室
- 申込書は建設課(役場2階)に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。



▲電子申請ホーム

令和6年度

新採用職員を紹介します！

よろしくお願ひします



いのうえ あすか
井上 杏寿香
(みつばこども園)



だいきりき りか
大力 理佳
(保健福祉センター)



はらだ くるみ
原田 薫海
(みつばこども園)



なかむら けいし
中村 慧志
(農林課)

九重町町有地(旧中村住宅敷地)売却における一般競争入札のお知らせ

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

九重町では、定住促進を目的とした町有地(旧中村住宅敷地)の売却を予定しています。つきましては、売却のための入札を行いますのでお知らせします。

入札に付する土地

所在地：九重町大字田野字梅木津留1624番133
地 目：宅地
地 籍：480.46㎡

最低売却価格

884,000円



入札参加条件

定住促進を目的とした住宅用地として売却を行うので、入札に参加するためには下記の条件を満たす必要があります。

条件①……入札参加資格として下記の条件のいずれかを満たすこと

- I. 子育て世帯であること…中学生以下の子のいる世帯で、世帯員数が3名以上の世帯
- II. 新婚世帯であること …合計年齢が70歳以下で婚姻届け提出日より3年以内
- III. 現に同居し、または同居予定の親族等がいること

※親族には里子・パートナーシップ宣誓制度の証明書を持っている方も含みます

条件②……契約日から5年以内に自らの住居を建築すること

入札日時

九重町役場2階 201会議室
令和6年5月24日(金) 午前10時から

詳細については
九重町ホームページをご覧ください



▲ HP

DX広場 ④

九重町DX推進基本計画について

●お問い合わせ 情報デジタル推進課 ☎0973-76-3874

九重町では、令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とする「九重町DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進基本計画」を策定しました。

今後、町民の皆さんの利便性を向上させるとともに、デジタル技術の活用による業務効率化や行政サービスの向上を推進していきます。

九重町DX推進基本計画の詳細については九重町ホームページをご覧ください。



▲ HP

基本方針1

住民サービスの向上

行政手続きのオンライン化やキャッシュレス決済の導入など、便利で快適なサービスを提供します。

基本方針2

行政運営の効率化

デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、それにより得られた人的資源により行政サービスの更なる向上に繋がります。

基本方針3

地域社会のデジタル化

デジタル技術を活用した魅力ある地域づくりの推進に取り組み、一人ひとりの多様な幸せを実現できるデジタル社会を目指します。

まちの担い手応援事業 ～助成対象(資格取得)を拡大しました!!～

●お問い合わせ 社会教育課 ☎0973-76-3823

幅広い視野と優秀な技術及び能力を身につけ、まちの担い手として主体的にまちづくりに関わる人、関わりたい人を応援する制度です。

対象 九重町に住民票を有し、在住する人で、将来にわたり九重町の活性化・町づくりに寄与すると認められる人や団体

助成対象事業

事業内容	項目	種別	補助対象となる経費	補助率
地域づくり ものづくり 国際交流	国内研修	研修旅費	①交通費 ②宿泊料 ③食糧費(講師のみ) ④現地施設入場料 ⑤その他	90%以内 但し上限あり
	国外研修	渡航旅費	①航空運賃 ②宿泊料 ③食糧費(講師のみ) ④交通費 ⑤現地施設入場料 ⑥その他(空港使用税等)	90%以内 但し上限あり
	国内研修	町内研修 会等にかかる経費	①講師謝礼 ②講師の旅費及び宿泊費 ③通信運搬費 ④借上料・使用料(バス借上げ料・会場代等) ⑤消耗品 ⑥印刷製本費 ⑦会議費(お茶代等) ⑧保険料 ⑨負担金(参加費・入場料等)	90%以内 但し上限あり
資格取得	資格取得 研修	資格取得 にかかる 経費	①交通費 ②宿泊料 ③負担金(受講料、テキスト代) ④その他	50%以内 但し1件に つき上限15 万円まで



令和6年4月より新たに対象となった資格取得研修

資格名	資格の説明・メリット
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	町民(要介護・支援認定者)の健康状態等に合わせたケアプランを作成するなど、町民が安心して親しんだ地域で過ごすために必要な職種。介護支援に係る人材を育成することにより、町民の福祉向上につながる。
主任介護支援専門員 (主任ケアマネージャー)	
社会福祉士	社会福祉の専門家として高齢者福祉・障がい者福祉・保健医療・学校教育など、社会のあらゆる場所で“困っている人”の相談窓口となる。
大型自動車第二種免許	バスなどお客様を乗せて走る旅客運送のために運転しようとするときに必要な免許。コミュニティバスやスクールバス等の運転手確保により公共交通の充実につながる。

既に対象となっている資格・研修

- ・介護職員初任者研修(ホームヘルパー2級)
- ・介護職員実務者研修(ホームヘルパー1級)
- ・介護福祉士 ・子育て支援員研修

※必要な手続き等については「令和6年度まちの事業紹介5ページ」もしくはホームページをご覧ください。お問い合わせ先までご連絡ください。



▲HP

宝くじ文化公演

～Mr. シャチホコ&みはる 爆笑ものまねショー with URyu・アンドーひであき～

●お問い合わせ 九重文化センター ☎0973-76-3888

一般財団法人自治総合センターの助成により文化公演が行われます。観覧希望の方は前売り券発売所にてご購入ください。

- と き 7月27日(土) 開演14:00 (開場13:00)
- ところ 九重文化センター
- 入場料 一般1,500円(当日2,000円)
(税込み) 高校生以下1,000円(当日1,500円)
 - ※全席自由席
 - ※宝くじの助成により特別料金になっています。
 - ※前売りで完売した場合は、当日券はございません。
 - ※3歳以上は有料。3歳未満は保護者1名につき、ひざ上1名鑑賞可。
ただしお席が必要な場合は入場券が必要です。



前売り開始日: 5月20日(月) 午前9時

前売り券販売所

九重文化センター、東飯田公民館、野上公民館、飯田公民館、
南山田公民館、くすまちメルサンホール

チケット予約フォームから
ご予約いただけます



一緒に今後のまちづくりについて議論しませんか?

●お問い合わせ
まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

町づくり会議とは、九重町におけるまちづくりの最高規範である「九重町まちづくり基本条例」に規定された組織であり、住民主体の開かれた町政を築き、心豊かで活力のある町づくりを実現するために設置されています。この度、第13期となる委員(公募委員)を募集します。

- 募集締切 5月8日(水)
- 募集人員 公募6名
(※委員16名うち10名は指名委員)
- 対象 18歳以上でまちづくりに対し積極的な参加意思があり、意欲がある方
- 任期 令和8年3月31日まで(2年間)
- 報酬 日額3,000円(別途交通費支給)
- テーマ 「人口減少社会における九重町のまちづくり」について
- 開催予定 毎月1回程度
- 申し込み 九重町役場 まちづくり推進課まで

マイナンバーカード 時間外窓口のお知らせ

●お問い合わせ
住民課 ☎0973-76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、是非ご利用ください。

★予約方法

開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までにお問い合わせ先まで電話でご予約ください。

★開設予定日		
平日	4月25日(木) 5月14日(火) 5月23日(木) 6月11日(火) 6月27日(木)	午後5時～ 午後7時
休日	4月28日(日) 5月11日(土) 5月26日(日) 6月8日(土) 6月23日(日)	午前9時～ 正午



戸籍証明書等の広域交付の開始について

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

戸籍証明書等の請求を行う場合これまで本籍地市町村へ請求していましたが、戸籍法の一部を改正する法律が施行された令和6年3月1日から、本籍地以外の市町村窓口でも戸籍証明書等を請求できるようになりました。（「広域交付」といいます）

広域交付では、本人、配偶者、父母・祖父母などの直系尊属、子・孫などの直系卑属の戸籍証明書等を請求することができます。郵送や代理人による請求はできませんので、請求者本人が窓口で請求する必要があります。窓口へお越しになった方の本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。

ご不明な点はお問い合わせ先までご連絡ください。

※コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除きます。

※戸籍の附票は請求できません。

※一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません。

制度の詳細は法務省のホームページをご確認ください。



制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索 🔍

法務省HP



「こども家庭センター」がスタートしました！

●お問い合わせ こども家庭センター（子育て支援課内） ☎0973-76-3828

【こども家庭センターって何するところ？】

これまでの「子育て世代包括支援センター」（母子保健）と「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）を一体化した「こども家庭センター」を令和6年4月より、子育て支援課に設置しました。

こども家庭センターでは、子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、町内のすべてのこどもとその家庭及び妊産婦の方を対象に、さまざまな相談を受け付け、包括的に支援します。

その他、虐待や貧困、ヤングケアラーなどに関する相談・情報を受け付けています。

主な事業内容

【子育て支援課】

☎0973-76-3828

- こども・子育てに関する相談
- 子育て短期支援事業
- 児童虐待に関する相談
- ヤングケアラーに関する相談
- 里親制度の案内 など

【保健福祉センター】

☎0973-76-3838

- 妊娠の届出・母子健康手帳の交付
- 出産・子育て応援給付金
- 産後ケア事業
- 赤ちゃん訪問 など

※上記事業は引き続き保健福祉センターで行います。



令和6年4月から高校生世代の医療費が助成されます！

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

令和6年4月1日診療分から子ども医療費助成事業の制度が拡充され、高校生世代(※)の入院・通院・調剤にかかる医療費助成を開始します。

(※) 満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方です。

令和6年4月診療分から

助成対象		入院	通院	調剤	県内	県外
未就学児	助成の有無	有			受給者証を窓口に表示する。自己負担なし	窓口で一度支払い、後日住民課にて申請が必要
	自己負担金	無				
小中学生	助成の有無	有				
	自己負担金	無				
高校生世代	助成の有無	有				
	自己負担金	無				

【助成内容】 高校生世代の医療費を助成します。

【助成方法】 対象者に子ども医療費受給資格者証を発行します。

【対象者】 九重町内に住民票のある高校生世代までの方で健康保険に加入している方

※生活保護受給世帯の方、ひとり親家庭等医療費助成資格のある方は対象となりません。

●助成の対象にならないもの

健康診断、乳幼児健診、予防接種、入院時の食事、交通事故でのケガ、診断書・文書料など保険適用外のもの

対象の方に申請書を送付しています。令和6年4月診療分から使える受給者証になりますので、申請し受給資格者証の交付を受けてください。

令和6年4月分から令和7年3月分の国民年金保険料は、月額16,980円です。

保険料を納める際は、現金・口座振替・クレジットカードによる納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子決済での納付が可能となりました。

現金でのお支払いは、納付書を最寄りの金融機関・郵便局・コンビニエンスストアにご持参のうえ窓口でお支払いください。

口座振替やクレジットカードでのお支払いは、それぞれ納付申出書を提出することで可能となります。

電子決済でのお支払いは、対象決済アプリ (au Pay・d払い・PayB・PayPay・LinePay・RPay) で納付書のバーコードを読み取り、決済を行います。

なお、保険料を前納いただける場合は、支払い方法によりそれぞれ割引があるのでお得です。

【前納の種類・納付額・割引額】

前納の種類		2年前納	1年前納	6カ月前納	当月末振替 (早割)	毎月納付
1回あたりの納付額	納付書払い クレジットカード払い	398,590円	200,140円	101,050円	-	16,980円
	口座振替	397,290円	199,490円	100,720円	16,920円	16,980円
割引額	納付書払い クレジットカード払い	15,290円	3,620円	830円	-	-
	口座振替	16,590円	4,270円	1,160円	60円	-

毎月の保険料の納付期限は「翌月の末日」です。保険料の納め忘れがあると、障がいや死亡など不慮の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、必ず納付期限までに納めましょう。

所得が少ない、失業してしまった、などの理由で保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料が免除・猶予される制度がありますので、お近くの年金事務所または住民課までご相談ください。

65歳から74歳の方が後期高齢者医療制度の障がい認定を受ける際の手続きについて

申請受付はお住いの市町村の担当窓口にて、次のものをご持参のうえ、お手続きください。

- 障がいの程度が確認できる書類 (障害者手帳など)
- 本人確認証明 (運転免許証など本人と確認できるもの)
及びマイナンバーカード等 (マイナンバーを確認できる書類)

※障がい認定を受けた方は、認定後も75歳になるまでは、届出により将来に向かって撤回することができます。

この場合、撤回後は国民健康保険または社会保険等に加入することになります。

医療費の適正化にご協力をお願いします

●お問い合わせ 住民課 ☎0973-76-3802

加入者の高齢化や生活習慣病などの慢性疾患の増加等の理由により医療費の増加が続いています。このまま医療費が増加し続けると、加入者の皆さまから納めていただいている国民健康保険税の負担が重くなるだけでなく、国民健康保険の財政が悪化し、制度の運営が難しくなります。

◆加入者の皆様のご協力が健全な運営に繋がります

●医療費通知を確認しましょう

九重町では「医療費通知」を送付しています。この通知には、皆さまが使った医療費を記載しています。受診状況を振り返り、健康づくりや、病気の早期発見、治療に役立ててください。また、確定申告の際に医療費控除の申請に使うことができますので、大切に保管してください。

●お薬手帳を1冊にまとめましょう

お薬手帳を1冊にすることで、医師や薬剤師が処方内容を確認し、薬の重複や副作用などに気づきやすくなります。お薬は適切に服用することで皆さまの健康に繋がります。

●ジェネリック医薬品を使いましょう

新薬の開発には、莫大な費用がかかっています。そのため特許期間が設けられています。特許が切れた後に販売されるお薬が新薬と同じ有効成分を含んだジェネリック医薬品です。新薬に比べて低価格なため、窓口での負担が軽減されます。ジェネリック医薬品の処方を希望する際は、医師や薬剤師にご相談ください。

●特定健診を受けましょう

町では、40歳から74歳の国保加入者に毎年「受診券」を送付しています。費用は**無料**で血液検査や尿検査を中心にした健診で**苦しい検査はありません**。検査時間も**約1時間**です。

特定健診は、糖尿病などの生活習慣病を予防するために有効です。早期発見、治療に繋げるため年に1回は特定健診を受診しましょう。

シリーズ
『障がい福祉』
99

九重町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「九重町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

障がい福祉計画は「障害者総合支援法第88条第1項」、障がい児福祉計画は「児童福祉法第33条の20第1項」の規定に基づき、市町村に策定が義務付けられた計画で障がい者施策のめざす方向を示すものです。

計画推進の理念・方針(抜粋)

【基本理念】

障がい者とその家族が地域の中で、誇りと尊厳を持って生活できる障がい福祉のまちづくり

【計画の基本方針】

- (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元化した障がい福祉サービスの実施等
- (3) 課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

PLAN

計画の詳細は
九重町ホームページで
ご確認ください。



▲ HP

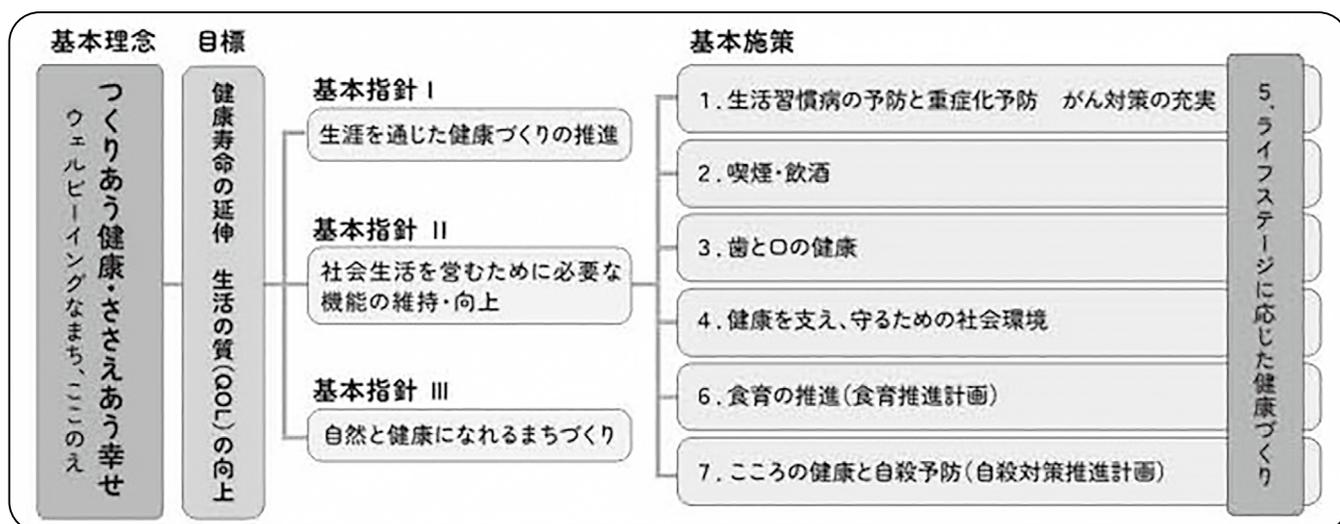
つくりあう健康・ささえあう幸せ ～ウェルビーイングなまちこのえ～ 第3次健康このえ21計画の推進がスタートします (健康増進計画・食育推進計画・自殺対策推進計画)

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

九重町では、健康に関する実態や町民の皆さまにご協力いただいたアンケート調査結果を評価分析し、国県の動向に合わせ、2024(令和6)年度を初年度とし、2035(令和17)年度を目標とする12ヵ年計画を策定しました。

広報このえでも、計画の内容を少しずつご紹介し、「つくりあう健康」「ささえあう幸せ」の推進に向け皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

健康このえ21計画のかたち



第1回のテーマ「ウェルビーイング(WELL-BEING)という言葉をご存じですか？」

「からだ」と「こころ」だけでなく「社会的なつながり」まで含めて、その人の生きる全体が満たされた状態を「健康」ととらえる考え方です。「幸せ」と訳すこともあります。個人が前向きな気持ちを持ちながら、よりよい社会を作っていくという意味でも使われることもあります。

「健康」は目標ではありません、幸せな生活のための資源です。よい生活習慣だけでなく、人と人とのつながりが「からだ」や「こころ」の健康につながる事が分かり始めています。もちろんよい環境も大事です。

そう考えると、九重町は自然やおいしい食べ物、人と人とのつながりなど、「ウェルビーイングのタネ」がふんだんにあるのに気づきます。ぜひ、身近にある「ウェルビーイングのタネ」を見つけてください。私のウェルビーイング、そして、私たちのウェルビーイングを一緒に見つけ、つくりましょう。

計画の詳しい内容は九重町ホームページをご覧ください。

ウェルビーイングなまち



九重町



▲HP

令和6年度から高齢者肺炎球菌の定期接種対象者が変わります。

平成26年度から経過措置として10年間、各年度70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳年齢の方を対象に定期接種を行っていましたが、令和6年3月31日で経過措置は終了となりました。令和6年以降は下記の方が対象になります。対象の方には誕生月の翌月上旬頃に、通知をお送りします。

【対象者】 ① 65歳の方 ② 60歳から65歳未満の方*1

*1心臓、腎臓等の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある人(身体障がい者手帳1級を有する人)

狂犬病予防注射のお知らせ

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

犬を飼う場合は、登録し、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせることが狂犬病予防法により義務付けられています。詳しくは、令和6年度人権・環境カレンダーをご覧ください。

●集合接種 登録されている方には個別通知をします。

飯田 5月8日 (水)	白鳥神社	9:10～9:20
	無田土地改良区	9:30～9:50
	東部集会所	10:00～10:10
	吉部消防詰所	10:20～10:30
	筋湯日田バス停	10:50～11:00
	湯坪集落センター	11:10～11:20
	飯田公民館	11:30～11:50

南山田 5月9日 (木)	菅原集会所	9:30～9:40
	竹尾石油前 (二瀬バス停付近)	9:50～10:10
	相挟間公民館	10:20～10:30
	南山田公民館	10:45～11:05
	引治生活改善センター	11:15～11:20
	粟野小学校跡	11:30～11:40

東飯田 5月16日 (木)	竜門小学校跡	9:30～9:40
	竜門寺広場	9:50～10:00
	川上集会所	10:10～10:20
	書曲一・二地区集会所	10:30～10:40
	東飯田地区体育館前	10:50～11:00
	松岡公園	11:10～11:30

野上 5月17日 (金)	滝上集会所	9:30～9:40
	野矢小学校横	9:50～10:00
	拓郷地区集会所	10:15～10:20
	鹿伏集会所	10:40～10:45
	野上公民館	11:00～11:20
	保健福祉センター (車庫前)	11:30～11:45

※追加6月6日(木) 飯田公民館 10:00～10:20 保健福祉センター(車庫前) 10:50～11:20

●個別接種 かかりつけの動物病院等で受けることができます。

なお、注射後獣医師が発行する「狂犬病予防注射済証」を保健福祉センターまでお持ちになり、狂犬病予防注射済票の交付を受けてください(手数料550円)。

この情報はここのえケーブルテレビのデータ放送、九重町ホームページでもご覧いただけます。



町長コラム Vol.28

とびらをあけて

九重町長 日野 康志

桜の開花が遅れ心配していましたが、令和6年度の始まりと重なり、晴れ晴れとした気持ちで新年度のスタートを切ることができました。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症も5類に変更され、ようやく落ち着きを取り戻して来ましたが、令和2年の災害からの復旧も目途が立ちつつあります。

今年度は「九重町制施行70年」、「阿蘇くじゅう国立公園制定90年」、「九州横断道路(やまなみハイウェイ)開通60年」、「ふるさと祭り30年」などの節目の年となります。それぞれの節目を祝いながら、賑わいのある町づくりを目指して参ります。

また、「福岡・大分デスティネーションキャンペーン」が4

月から6月までの間で開催されます。それと同時に4月26日から久大本線にて観光列車(デザイン&ストーリー)「かんぱち、いちろく号」が週に3往復運行します。その中で、恵良駅に16分間停車することとなりました。この時間を観光振興や地域振興に生かすため、様々な「おもてなし」をします。多くの皆さんに参加して頂き、地域づくりや観光づくりにご協力下さい。

さらに、今年度は旧野上中学校を解体、旧農民研修センターを解体、釣住宅用地の造成工事、こども家庭センターの設置などを進め、これまでの継続事業と合わせて攻めのチャレンジをしていきます。

住み慣れた地域で暮らすことは、人と人の支え合いが大変重要となります。人口が減り若者が減れば、これまでの地域活動が出来なくなり、賑わいがないかもしれませんが、減ることを前提にあるべき姿を考えたら、新たに生まれるものもあるのではないのでしょうか。時代は、時と共に必ず変化するものです。人というものを原点にして、変化を恐れず挑戦し続けることが、新たな時代をまた創るのだと思います。未来に向かって、本年度も頑張ってお参りますので、よろしくお願いいたします。